

## 北九州空港の物流に係る需要調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、北九州空港の物流に係る需要調査業務の委託先選定のために行う、公募型プロポーザル（以下、プロポーザル）の実施について必要な事項を定める。

### 1. 業務の概要

- (1) 北九州空港の物流に係る需要調査業務（以下「業務」という。）
- (2) 業務の目的  
別添「仕様書」のとおり
- (3) 業務内容  
別添「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和6年9月30日（月）まで
- (5) 予算額  
8,700,000円（消費税及び地方消費税含む）以内  
この上限額を超える提案は無効となる。

### 2. スケジュール

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (1) 公募開始          | 令和6年4月12日（金）         |
| (2) 質問書の受付期限      | 〃 4月18日（木）午後5時       |
| (3) 企画提案書等提出期限    | 〃 4月25日（木）午後5時       |
| (4) 審査の実施         | 〃 4月26日（金）から5月15日（水） |
| (5) 審査結果の公表       | 〃 5月16日（木）           |
| (6) 契約締結等協議及び見積依頼 | 〃 5月16日（木）           |
| (7) 契約締結          | 〃 5月31日（金）予定         |
| (8) 履行期限          | 〃 9月30日（月）予定         |

### 3. 本プロポーザルに関する問合せ

担当部署 北九州空港利用促進協議会事務局  
(福岡県企画・地域振興部空港対策局空港事業課内)  
所在地 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7  
電話番号 092-643-3173（直通） ファクシミリ 092-643-3174  
電子メール [kkj-risokukyou@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:kkj-risokukyou@pref.fukuoka.lg.jp)  
受付時間 午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日を除く。）

#### 4. 参加資格要件

次に掲げる要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」に基づく指名停止期間中でない者
- (3) 「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われた者のいずれにも該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 監督官庁より、業務停止処分または業の免許若しくは登録の取消処分を受けていないこと。
- (8) 本業務を的確に遂行する能力と体制を有し、かつ業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (9) 2014年（平成26年）4月1日以降に、地方公共団体、国（独立行政法人等含む）またはその他の公的機関による以下の業務を受託し、完了した実績を有する者であること。
  - ・ 国際貨物定期便及び国際旅客定期便が就航している空港に関する調査の業務実績を少なくとも1件以上有していること。
- (10) 過去に、(9)の業務に従事し、完了した実績を有する者を1名以上配置できること。
- (11) 本業務に配置予定の管理責任者が、以下に掲げるいずれかの資格を有していること。
  - ・ 技術士（総合技術管理部門または建設部門）
  - ・ 土木学会特別上級、上級または1級
  - ・ 博士（工学）
  - ・ 一級建築士
  - ・ R C C M（港湾及び空港部門）または同等の能力を有する者

※「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

## 5. 参加条件

- (1) 応募は、1者による単独提案または複数事業者による共同提案とする。
- (2) 共同提案の場合は、代表者を1者選定することとし、共同事業体結成届（様式第5号）を提出するものとする。また、代表者は「4. 参加資格要件」の全てを満たし、かつ、全ての構成員は「4. 参加資格要件（1）～（8）」を満たさなければならない。

## 6. 応募手続等

- (1) 企画提案書作成等に関する質疑応答

- ① 質問書の提出方法

質問がある場合は、質問書（様式第1号）を電子メールにより提出すること。提出後は、必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。

電子メール [kkj-risokukyoku@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:kkj-risokukyoku@pref.fukuoka.lg.jp)

電話番号 092-643-3173（直通）

※電話、FAXによる質問は受け付けない。

- ② 質問提出期限

令和6年4月18日（木）午後5時まで（必着）

- ③ 質問への回答

質問及び回答は、質問者名を伏せて福岡県ホームページに掲載する。企画提案書等の提出期限までに随時回答する。

なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できない。

- ④ 説明会は行わない。

- (2) プロポーザル参加申込書及び企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

- ① 提出書類

別紙「企画提案書等作成要領」に基づく提出書類

- ② 提出期限

令和6年4月25日（木）午後5時まで（必着）

③ 受付時間

午前9時から午後5時まで  
(日曜日、土曜日、祝日を除く。)

④ 提出方法

郵送または持参により8部提出すること。郵送は書留郵便かこれに準ずる信書便とする。郵送により受理した場合、その旨の連絡を北九州空港利用促進協議会事務局（以下、事務局）担当者より行う。また、電子データについても電子メールで提出すること

⑤ 提出先

北九州空港利用促進協議会事務局  
(福岡県企画・地域振興部空港対策局空港事業課内)  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

(3) 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

- ① 提出期限を過ぎて提出されたもの。
- ② 参加資格要件を満たさない者が提出したもの、または虚偽の記載がなされたもの。
- ③ 別紙「企画提案書等作成要領」に示す要件を満たしていないもの。

(4) 応募者の失格

プロポーザル選考に関し働きかけを行う等、審査の公平性を著しく欠く行為を行った者は、失格とする。

(5) その他留意事項

- ① 応募は、1者につき1件とし、同一の応募者が本プロポーザルに複数の応募を行うことはできない。
- ② 提出期限以降の企画提案書の差し替えや追加はできない。
- ③ 企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、事務局から質問することがある。
- ④ この実施要領に示された条件に適合しない企画提案書等は、無効とする場合がある。
- ⑤ 業務の一部再委託を行う場合や外部の協力を得る場合は、別紙「企画提案書等作成要領」の「⑤業務実施体制」でその内容を明らかにすること。

- ⑥ 企画提案書等に記載した配置予定者は本業務が終了するまで原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由による場合は、事務局の了承を得た上で、同等以上の実績、能力を有する者に代えることができる。
- ⑦ 企画提案書等の提出後に参加を取り下げの場合は、遅滞なく、その理由を記載した取下届（様式任意）を事務局に提出すること。なお、これを理由として何ら不利益な扱いを受けることはない。

## 7. 審査の方法

「北九州空港の物流に係る需要調査業務委託公募型プロポーザル審査会（以下、『審査会』という。）」委員が、企画提案書を「8. 評価方法」に基づき審査し、優先交渉権者を選定する。

- (1) 審査会は複数の委員で構成し、審査会の設置要綱は別に定める。
- (2) 応募者によるプレゼンテーションは行わないが、企画提案書等の内容の審査・評価に当たって、個別にヒアリングを行う場合がある。
- (3) 提案が1者であっても、審査を実施する。

## 8. 評価方法

次表の評価項目ごとに評価を行い、配点内の点数を付け、その合計点を応募者の得点とする。

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
①業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務内容の理解度</li> <li>○ 基本的な考え方や取組方針の妥当性</li> <li>○ 重視する点や配慮すべき事項の適格性</li> </ul>	15点
②業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務遂行の可能性</li> <li>○ 配置予定者の業務実績、経験、資格</li> <li>○ 業務遂行に係る人員数</li> </ul>	20点
③業務実施工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務実施手順や工程計画の妥当性・実効性</li> <li>○ 発注者への業務進捗報告や定期協議の場の設定</li> </ul>	15点
④提案力・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査対象・項目の選定の妥当性</li> <li>○ 調査項目の検討の妥当性</li> <li>○ 調査手法の検討の妥当性</li> <li>○ 調査・分析についての独自性</li> <li>○ 技術的知見を十分に有し、それが活かされた提案となっているか</li> </ul>	50点

## 9. 選定方法

- (1) 審査において、最も高い得点を得た応募者から順位付けする。
- (2) 最高得点を獲得した応募者を最高評価提案者として選定する。
- (3) 最高得点と同点の場合は、業務実績、提案内容等を比較し、審査会委員の合議によって最高評価提案者の選定を行う。
- (4) 応募者が1者のみの場合は、審査会で協議の上、最高評価提案者とする可否について決定する。

## 10. 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果を応募者全員に書面で通知し、その概要を福岡県ホームページで公表する。
- (2) 審査の経緯は公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 11. 契約の締結

- (1) 最高評価提案者と速やかに契約の協議を行い、随意契約を締結する。  
なお、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更協議を含み、協議の結果、仕様書等を修正する場合がある。
- (2) 契約が成立しなかったときは、次点応募者と契約締結の協議を行う。  
それでも契約が整わない場合は、審査会と協議の上、方針を決定する。

## 12. 委託料の支払

事務局は、受託者から請求があった場合、成果品の検査及び業務履行実績を確認し、委託料を支払うものとする。なお、受託者は、履行期間中、既に業務を完了した部分に相応する委託料の部分払い請求を行うことができる。この場合、事務局は履行実績を確認し、部分払いを行う。

## 13. 契約保証金

契約に当たっては、福岡県財務規則第169条の規定を準用し、契約金額の100分の10以上の契約保証金またはこれに代わる担保を事務局に納付または提供すること。提供された契約保証金またはこれに代わる担保は、当該契約が良好に履行されたと確認された場合に還付する。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

- (1) 受託者が保険会社との間に、事務局を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の100分の10以上であること）を締結したとき。

- (2) 受託者が、福岡県の入札参加資格を有する場合において、過去2年の間に福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体または国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（このことを証する発注者の証明を提出したとき、または契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添付したとき。）

#### 14. その他

- (1) 応募書類の提出、契約その他の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 応募書類の作成その他応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類は原則として返却しない。
- (4) 審査後に、応募者が参加資格要件を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載があると判明した場合は、その提案を無効とし、選定の取消を行うことがある。また、これにより事務局が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- (5) 事務局は、応募者に無断で企画提案書等を本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (6) 企画提案書等に係る著作権は応募者に帰属する。ただし、事務局は、本プロポーザル結果の報告、公表等に必要の場合には、応募者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 審査会選定後に契約を辞退する場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。
- (8) 契約締結の際に、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出するものとする。
- (9) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、事務局が別に定める。